

公取近畿だより



令和4年11月号(第147号)

今月のトピックス

【11月30日】

一日公正取引委員会 (in 和歌山) の開催について

公正取引委員会は地方事務所所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動の一層の充実を図るため地方事務所所在地以外の都市において、「一日公正取引委員会」を開催しています。近畿中国四国事務所では、今年度、11月30日(水)、和歌山市において、「一日公正取引委員会」を開催することとしました。どなたでも参加できるイベントは以下のとおりです。詳細は添付のチラシをご覧ください。

公正取引委員会委員による講演会

「公正取引委員会の役割と 社会経済の変化に対応した競争政策」

参加費無料

【講演内容】

- ・競争の意義、独禁法・下請法の基本ルール
- ・労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁円滑化への取組
- ・成長分野や規制分野への実態調査や提言など競争環境を整備するための取組



よしだ やすし

講師：吉田 安志
(公正取引委員会委員)

開催日時

令和4年11月30日(水)
10:30~11:30

会場

県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛
12階「1201会議室」
(和歌山市手平2丁目1-2)



公正取引委員会
キッズキャラクター
「どっさん」

お問い合わせ先



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

公正取引委員会事務局 近畿中国四国事務所 総務課
電話 06-6941-2173 (9:15~18:00)

消費者セミナー



こんなコトが起こると暮らしがあぶない! ~企業の違反行為~
【セミナーでの紹介事例(一例)】



どうして値段が同じ?



広告しているのに売り切れ?

場 所 プラザホープ 中会議室
(和歌山市北出島1丁目5-47 和歌山県勤労福祉会館2階)
日 時 11月30日(水)13時00分~14時30分
内 容 消費者の方を対象に、独占禁止法や景品表示法をわかりやすく説明します。
定 員 20名(参加者多数の場合、先着順とさせていただきます。)

公正取引委員会職員とのフリートーク



国家公務員の業務や、普段あまり縁がない公正取引委員会の業務について公正取引委員会の若手職員と気軽に話ることができる貴重な機会です。仕事のやりがい、職場の雰囲気などなんでもお聞きください。皆様の御参加をお待ちしております!

場 所 プラザホープ 多目的室
(和歌山市北出島1丁目5-47 和歌山県勤労福祉会館2階)
日 時 11月30日(水)16時30分~18時00分 ※途中参加・退室自由
内 容 国家公務員や公正取引委員会の業務に興味のある学生等を対象に、国家公務員や公正取引委員会の業務などについて、公正取引委員会の若手職員と気軽に話ることができる場を設けます。
定 員 30名(参加者多数の場合、先着順とさせていただきます。)

申し込み方法 (各イベント共通)

右のQRコードまたは次のURLからからお申し込みください。
https://www.jftc.go.jp/kosyukai5/form/apply_infos/insert



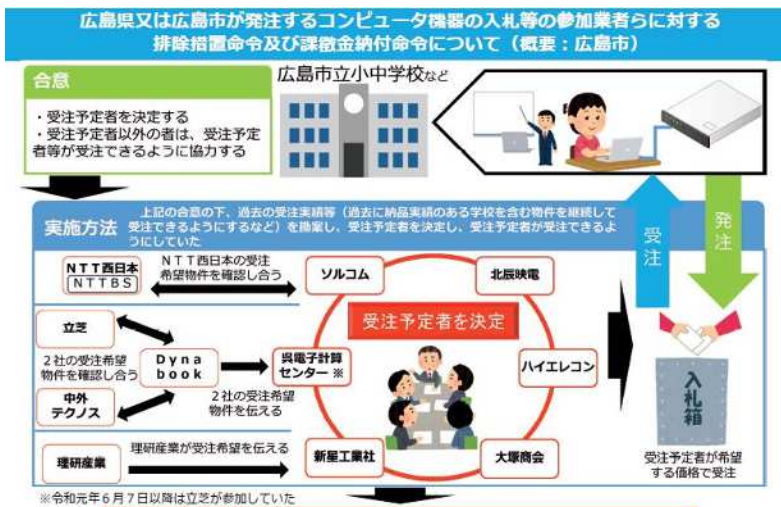
(令和4年10月6日)

広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する排除措置命令等



近畿中国四国事務所と中国支所が事件審査を行っていた広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する件について、公正取引委員会は、「広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器」又は「広島市発注の特定コンピュータ機器」の入札等の参加業者ら（広島県6社、広島市11社、延べ17社（実数11社））に対し、令和4年10月6日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行いました。

課徴金額等は下表のとおりです。



特定コンピュータ機器の取引分野における競争を実質的に制限

	違反事業者数	排除措置命令対象事業者数	課徴金納付命令対象事業者数	課徴金額
広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器	6社	6社	3社	4234万円
広島市発注の特定コンピュータ機器	11社	11社	6社	1448万円
合計	延べ17社 (実数11社)	延べ17社 (実数11社)	延べ9社 (実数6社)	5682万円

有識者との懇談会を開催しました

近畿中国四国事務所では、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁することができるようにするための公正取引委員会の取組について意見交換を行うことなどを目的に、有識者の方と懇談会を開催しています。



最近では、インボイス制度への対応や下請法違反になりうる行為などについて以下の経済団体と意見交換を行いました。

和歌山県中小企業家同友会（9月27日）
草津商工会議所（10月11日）
丹波市商工会（10月24日）
日本機械工業連合会（11月1日）

独占禁止法教室を開催しました

公正取引員会では、将来を担う学生に対し、社会人として、経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、全国各地の大学等において、当委員会の職員等による「独占禁止法教室」を開催しています。



最近では、以下の学校で教室を開催しました。

【大学等】

同志社大学法科大学院（10月4日）
神戸市外国語大学（10月31日）
滋賀大学（11月2日）
和歌山大学（11月4日）

【中高】

近畿大学附属高等学校（8月25日）
長吉西中学校（大阪）（11月9日）

○ 近畿中国四国事務所からのお知らせ

1 地方有識者との懇談会の開催について

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の各商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催しております。当該懇談会の開催についてお気軽にお問い合わせください。



オンラインにも対応します。

【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

2 経営指導員研修の開催について

公正取引委員会は、従来から、全国の商工会議所及び商工会の皆様の御協力の下、独占禁止法相談ネットワークの整備・活用に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、経営指導員研修会への講師派遣、相談事例集やパンフレット等の参考資料の配布等を鋭意行っているところです。

つきましては、経営指導員研修会に独占禁止法や下請法の内容を積極的に取り入れていただきますよう御協力方よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

3 独占禁止法教室の開催について

公正取引委員会では、当事務所の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや公正かつ自由な競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。お気軽にお問い合わせください。オンライン授業にも対応します。

※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。また、講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

※ 教育支援のページはこちら→https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo_2/dokkin/index.html

【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

4 官製談合防止法に係る研修会の開催について

発注担当者等による官製談合防止法（入札談合関与行為等防止法）の違反例が後を絶たないところ、公正取引委員会は、同法に関する理解を深めていただくため、官公庁、独立行政法人等向けに、研修会への講師派遣等を行っております。

研修会等の開催を検討されている官公庁等様におかれましては、お気軽に御連絡ください（**オンライン開催もご相談ください**）。よろしければ、貴組織内の職員向け研修の企画部門や、御関連がある地方公共団体、傘下の出資法人等にも御案内いただければ幸いです。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

5 移動相談会の開催について

公正取引委員会では、中小事業者のための移動相談会を開催しております。

この移動相談会は、下請事業者を始めとする中小事業者の方からの要望に応じ、当該中小事業者の方が所在する地域に当委員会の職員が出張し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに、個別に相談受付も行うものです。

この移動相談会は、原則3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が御相談を承りに伺いますので、ぜひ御活用ください。オンライン開催もご相談ください。

【お問い合わせ先】

- 優越的地位の濫用規制・下請法関係
下請課
電話：06-6941-2176

6 講習会への講師派遣について

公正取引委員会では、独占禁止法等の違反の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- 独占禁止法関係 経済取引指導官
電話：06-6941-2174
- 下請法関係 下請課
電話：06-6941-2176

7 消費者セミナーの開催について

公正取引委員会では、消費者を対象として、事業者が競争を行うことによる消費者のメリットや独占禁止法の内容等について分かりやすく説明する、「消費者セミナー」を随時開催しております。

また、御希望により、過大な景品類の提供や不当な表示を規制する景品表示法につきましても、御説明させていただきます。

御興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。オンライン開催もご相談ください。

【お問い合わせ先】

- 取引課
電話：06-6941-2175

○ 公正取引委員会の窓口

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法及び消費税転嫁対策特別措置法を運用しています。独占禁止法は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや談合などを禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。

また、下請法は下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、独占禁止法の特別法として制定されたものです。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為を禁止するなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するための特別措置を定めた法律です。

公正取引委員会では、これらの法律に関する御相談を随時受け付けております。また、地方事務所では、不当な表示等を禁止する「景品表示法」（消費者庁が所管）についても御相談を受け付けております。是非、お気軽に御相談ください。

近畿地区（福井県を含む）における相談や申告等の窓口は、次のとおりです。

公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所

（所在地）〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

（電話）06-6941-2173（総務課）

06-6941-2174（経済取引指導官）

06-6941-2175（取引課）

06-6941-2176（下請課）

06-6941-2193（第一審査課）

06-6941-2206（消費税転嫁対策調査室）



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人「どっさん」

① 公正取引委員会又は独占禁止法についての一般的な相談	総務課
② 流通・取引慣行、特許・ノウハウライセンス、共同研究開発等についての相談	経済取引指導官
③ 会社の株式所有・合併・分割・営業譲受の届出	経済取引指導官
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官
⑤ 事業者団体の活動についての相談	経済取引指導官
⑥ 優越的地位の濫用についての相談	取引課
⑦ 下請法についての相談	下請課
⑧ 下請法違反被疑事実についての申告	下請課
⑨ 独占禁止法違反被疑事実についての申告	第一審査課
⑩ 景品表示法についての相談	取引課
⑪ 景品表示法違反被疑事実についての申告	取引課
⑫ 申告の処理に係る申出	総務課
⑬ 消費税の転嫁拒否等の行為等に係る相談・違反情報の受付	消費税転嫁対策調査室

○ 公正取引委員会 SNS 等

公正取引委員会では、以下のソーシャルメディア（Twitter、Facebook 及び YouTube）による情報発信もしております。

Twitter

アカウント名：公正取引委員会 (@jftc)

Facebook

アカウント名：公正取引委員会 (JapanFTC)

YouTube

アカウント名：公正取引委員会チャンネル (JFTCchannel)

各企業・団体等で実務を御担当される方々にも広く近畿中国四国事務所の活動を知っていただくため、「公取近畿だより」のメールでの配信も行っています。貴下の御担当者の方々に御案内いただくとともに、メールでの配信を御希望の方は、以下のお問い合わせ先まで御連絡ください。

【お問い合わせ先】総務課 奥居（オクイ）

●電話 06-6941-2173

●メール：kinkisoumu@jftc.go.jp

一日公正取引委員会（i n和歌山）の開催について

令和4年10月26日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、地方事務所所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動の一層の充実を図るため、地方事務所所在地以外の都市において、「一日公正取引委員会」を開催しています。

近畿中国四国事務所では、今年度、和歌山市において、「一日公正取引委員会」を下記のとおり開催することとしました。

記

1 公正取引委員会委員による講演会（別紙1参照） **参加無料**

公正取引委員会の委員の吉田安志が次のとおり講演を行います。

- (1) 日 時：令和4年11月30日（水）10：30～11：30
- (2) 場 所：県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛 12階 1201会議室
- (3) テーマ：公正取引委員会の役割と社会経済の変化に対応した競争政策
- (4) その他：講演会終了後、公正取引委員会職員が独占禁止法、下請法、景品表示法等の個別相談に応じます。
- (5) 申込フォーム：https://www.jftc.go.jp/kosyukai5/form/apply_infos/insert

2 和歌山地区の有識者との懇談会

公正取引委員会と和歌山地区の有識者（和歌山県経済団体連合会5団体代表、学識経験者等）の方々との懇談会を開催します。

- (1) 日 時：令和4年11月30日（水）13：00～15：00
- (2) 場 所：県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛 12階 1203会議室
- (3) 議 題：和歌山地区における原材料価格の高騰等に伴う価格転嫁の問題等

3 消費者セミナー（別紙2参照） **参加無料**

消費者を対象に独占禁止法や景品表示法を分かりやすく説明するセミナーを行います。

- (1) 日 時：令和4年11月30日（水）13：00～14：30
- (2) 場 所：和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 2階 中会議室
- (3) 申込フォーム：https://www.jftc.go.jp/kosyukai5/form/apply_infos/insert

4 下請法基礎講習会 **参加無料**

事業者を対象に下請法の説明会を行います。

- (1) 日 時：令和4年11月30日（水）15：00～16：30
- (2) 場 所：和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 2階 中会議室
- (3) 申込フォーム：https://www.jftc.go.jp/kosyukai5/form/apply_infos/insert

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 総務課

電話 06-6941-2173（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

5 地方自治体等向け入札談合等関与行為防止法研修会

地方自治体等の調達担当者向けに入札談合等関与行為防止法の研修を行います。

- (1) 日 時 令和4年11月30日(水) 13:00~15:00
- (2) 場 所 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 2階 多目的室

6 国家公務員の仕事に興味のある方と公正取引委員会若手職員との対話(別紙3参照) **参加無料**

和歌山県内の大学生、専門学校生等を対象に、公正取引委員会若手職員との対話集会を行います。

- (1) 日 時 令和4年11月30日(水) 16:30~18:00
- (2) 場 所 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 2階 多目的室
- (3) 申込フォーム: https://www.jftc.go.jp/kosyukai5/form/apply_infos/insert

※1 上記1、3及び4はどなたでも参加することができます。

※2 上記6は国家公務員の仕事に興味がある社会人、大学生、専門学校生、高校生が参加することができます。

※3 いずれについても、先着順とさせていただき、所定の人員に達した場合、参加をお断りさせていただく場合があります。

【 全てのイベントは、報道関係者の皆様のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には事前に問い合わせ先まで御連絡ください。 】

公正取引委員会講演会

別紙 1

— 独占禁止法、下請法等を分かりやすく説明します —

「公正取引委員会の役割と 社会経済の変化に対応した競争政策」

参加費無料

【講演内容】

- ・ 競争の意義、独禁法・下請法の基本ルール
- ・ 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁円滑化への取組
- ・ 成長分野や規制分野への実態調査や提言など競争環境を整備するための取組



よしだ やすし

講師：吉田 安志
(公正取引委員会委員)

開催日時

令和4年11月30日(水)

10:30~11:30

会場

県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛
12階「1201会議室」
(和歌山市手平2丁目1-2)



会場地図

(経歴)

平成元年 4月	東京地方検察庁検事
令和元年 7月	最高検察庁監察指導部長
令和2年 1月	名古屋地方検察庁検事正
令和3年 7月	さいたま地方検察庁検事正
令和4年 7月	公正取引委員会委員

● 定員は40名です(先着順)。

● 事業者の方はもちろん、一般の方や学生も参加いただけます。

申込方法

右のQRコードまたは次のURLからからお申し込みください。
https://www.jftc.go.jp/kosyukai5/form/apply_infos/insert



「【和歌山地区】公正取引委員会の講演会」を選択▶必要事項入力▶送信

相談コーナーの実施

講演会終了後、皆様からの御相談・御質問を無料でお受けする「相談コーナー」を設けます。下請イジメなどでお困りの方は、お気軽に御相談ください。



公正取引委員会
キッズキャラクター
「どっきん」

お問い合わせ先



公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課
電話 06-6941-2173 (9:15~18:00)

各種セミナー等の御案内

in 和歌山

公正取引委員会は、和歌山市において一日公正取引委員会のイベントの一環として、次のセミナー等を開催します。いずれも**無料**で参加することが可能です。

興味のある方は、是非とも御参加ください。

1 消費者セミナー

- 場 所 プラザホープ 中会議室
(和歌山市北出島1丁目5-47 和歌山県勤労福祉会館2階)
- 日 時 11月30日(水)13時00分~14時30分
- 内 容 消費者の方を対象に、独占禁止法や景品表示法をわかりやすく説明します。
- 定 員 20名(参加者多数の場合、先着順とさせていただきます。)

2 下請法基礎講習会

- 場 所 プラザホープ 中会議室
(和歌山市北出島1丁目5-47 和歌山県勤労福祉会館2階)
- 日 時 11月30日(水)15時00分~16時30分
- 内 容 事業者を対象に下請法の説明を行います。
また、説明会終了後、個別相談に応じます。
- 定 員 20名(参加者多数の場合、先着順とさせていただきます。)

3 公正取引委員会職員とのフリートーク

- 場 所 プラザホープ 多目的室
(和歌山市北出島1丁目5-47 和歌山県勤労福祉会館2階)
- 日 時 11月30日(水)16時30分~18時00分 ※途中参加・退室自由
- 内 容 国家公務員や公正取引委員会の業務に興味のある学生等を対象に、
国家公務員や公正取引委員会の業務などについて、公正取引委員会の
若手職員と気軽に語ることができる場を設けます。
- 定 員 30名(参加者多数の場合、先着順とさせていただきます。)

(会場地図)



(申込フォーム)



(お問い合わせ先)

公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所総務課
電 話 06-6941-2173
(9:15~18:00)

www.plaza-hope.com/access/

https://www.jftc.go.jp/kosyukai5/form/apply_infos/insert

消費者セミナーに参加しませんか

私たちの暮らしと
独占禁止法の関わり



かしこい商品選択
=景品表示法とは=

皆様は、普段、どこでお買い物をしていますか？ どうしてそのお店を選んでいますか？ 家から近いから？ 品揃えが良いから？ ポイントがたまるから？ サービスが良いから？ 皆様の日常生活に公正取引委員会の活動が関わっていることを御存知でしょうか？

消費者セミナーでは、私たちが安くて良い商品を買えることには独占禁止法が深く関わっていることを、これまでの違反事例なども紹介しながら皆様にお伝えしたいと考えています。

また、消費者庁から委任を受けて、不当表示などの違反事件の調査を行っている景品表示法についても紹介したいと考えています。奮って御参加ください。



こんなコトが起こると暮らしがあぶない！～企業の違反行為～

【セミナーでの紹介事例（一例）】



どうして値段が同じ？



広告しているのに売り切れ？

消費者セミナー 開催要領

開催日時	令和4年11月30日(水) 13:00～14:30
開催場所	和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 2階 中会議室 (和歌山市北出島1-5-47) (裏面会場案内図参照)
講師	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 職員
定員	20名 (定員に達したことにより御参加いただけない場合のみ御連絡いたします。)
申込方法	裏面の参加申込票に必要事項を記載の上、FAX、メール又は電話で直接お申し込みください。(電話の場合、9:15～18:00〔土・日・祝日を除く。〕)
申込先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 取引課 電話 06-6941-2175 FAX 06-6943-7214 メールアドレス kinki-keihyou@jftc.go.jp

会場案内図

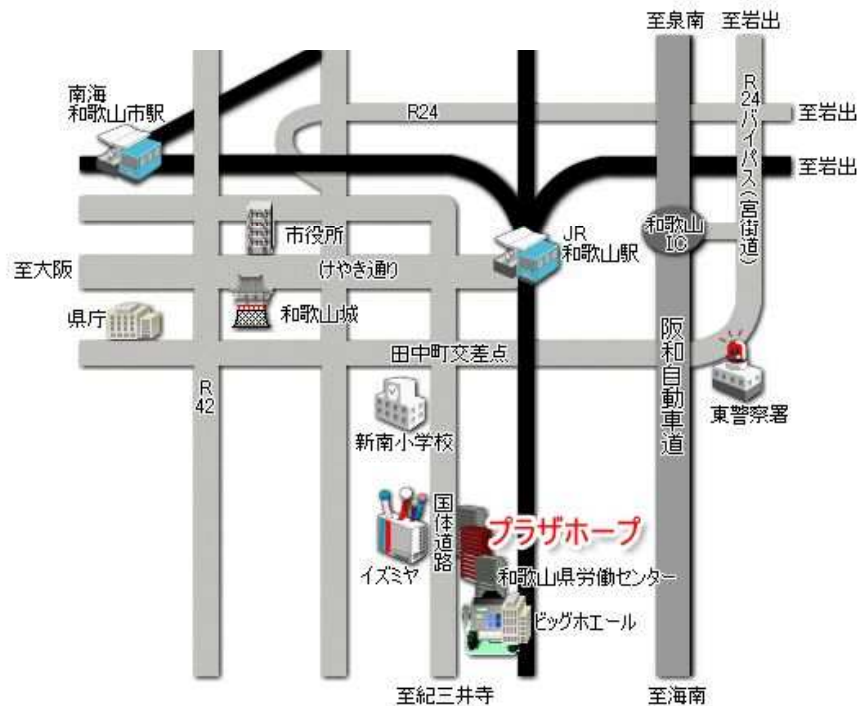
住所：和歌山市北出島1-5-47 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ

交通経路：

○JR「和歌山駅」西口バスターミナル1番のりばから「北出島」停留所下車
(約5分)

又は

○南海電鉄「和歌山市駅」8番のりばから「北出島」停留所下車
(約15分)



参加申込票

公正取引委員会事務局 近畿中国四国事務所 取引課 行

(FAX 06-6943-7214)

	所属団体名 (あれば)	お名前	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			

※ お申込みをいただいた方の個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従って厳正に取り扱います。



競争の番人来たる！！

公正取引委員会職員との フリートーク in 和歌山

公正取引委員会は、11月30日(水)、和歌山市において「1日公正取引委員会」を開催し、各種イベントを行うこととしています。

その一環として、公正取引委員会や国家公務員の業務に興味のある学生を対象に、公正取引委員会の若手職員とフリートークを行うことができる場を設けることとしました。

国家公務員の業務や、普段あまり縁がない公正取引委員会の業務について公正取引委員会の若手職員と気軽に語ることができる貴重な機会です。仕事のやりがい、職場の雰囲気などなんでもお聞きください。皆様の御参加をお待ちしております！

1. 場所 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 多目的室
(和歌山市北出島1丁目5-47 和歌山県勤労福祉会館)
2. 日時 11月30日(水)16時30分～18時00分頃 ※途中入退室自由、服装自由
3. 内容 公正取引委員会の業務、国家公務員の業務の紹介
若手職員を囲んでフリートーク ほか
4. 定員 30名程度
(参加者多数の場合、先着順とさせていただきます。)
5. 申し込み 下記 QR コード先の web サイトを御参照ください。



申込フォーム

https://www.jftc.go.jp/kosyukai5/form/apply_infos/insert



会場地図

www.plaza-hope.com/access/

問い合わせ先

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 総務課

電話 06-6941-2173 (直通)

HP https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html



公正取引委員会とは

中立性と専門性を有する独立した機関

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属し、内閣府の外局として設置されています。委員長及び4人の委員で構成され、その下に、事務を処理するための事務総局が置かれています。

行政機構上は内閣府の外局となっていますが、その職務の性質上、厳格な中立性と高度の専門性が必要とされることから、職権行使の独立性が法定され(独占禁止法第28条)、他からの指揮監督を受けることなく職務を遂行します。



自由経済社会における 公正かつ自由な競争を守ります。

私たちの生活する自由経済社会では、様々な事業者が自由に商品やサービスを提供し、消費者が欲しいものを自由に選べる仕組みになっています。こうした中で事業者は、市場における公正かつ自由な競争に参加し、商品の品質向上、技術開発、低価格化などによって、自らの商品やサービスを消費者から選んでもらえるよう事業活動を行います。ところが、ある事業者が自らの利益を守る目的で、市場の独占やカルテルなどを行うことにより、市場の競争を制限・阻害することも少なくありません。

そこで、公正かつ自由な競争を促進するために制定されたのが「独占禁止法(正式名称:私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)」です。私的独占、不当な取引制限(カルテル・談合)、不正な取引方法などを禁止しており、国民経済の民主的で健全な発達、及び消費者の利益を確保することを目的に、公正かつ自由な競争を促進しています。

広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する
排除措置命令及び課徴金納付命令について

令和4年10月6日
公正取引委員会

公正取引委員会は、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器^(注1)又は広島市発注の特定コンピュータ機器^(注2)の入札等の参加業者らに対し、本日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

本件は、各特定コンピュータ機器の入札等の参加業者らが、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

(注1) 「広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器」とは、広島県が、広島県教育委員会において、一般競争入札（入札参加者の全てが入札を辞退したため当該入札を不調とし、入札参加者のうち複数者から見積書を徴した上で随意契約により契約の相手方を決定する場合を含む。）の方法により発注する広島県立の学校で用いるためのコンピュータ機器のうち、情報教育用パーソナルコンピュータ及び教職員用パーソナルコンピュータ（デスクトップ型又はノート型パーソナルコンピュータであって、当該デスクトップ型又はノート型パーソナルコンピュータの本体のほか、周辺機器、ソフトウェア又は保守作業等の役務が併せて発注される場合は当該周辺機器等を含む。）をいう。

(注2) 「広島市発注の特定コンピュータ機器」とは、広島市が、WTO案件として、一般競争入札の方法により発注する広島市立の学校で用いるためのコンピュータ機器のうち、複数の学校向けに一括して調達するものであって、次に掲げるものをいう。

①授業用パーソナルコンピュータ、校務用パーソナルコンピュータ及び普通教室用パーソナルコンピュータ（ノート型パーソナルコンピュータであって、当該ノート型パーソナルコンピュータの本体のほか、周辺機器又はソフトウェアが併せて発注される場合は当該周辺機器等を含む。）

②授業用教育サーバ（サーバ本体のほか、周辺機器、ソフトウェア又は保守作業等の役務が併せて発注される場合は当該周辺機器等を含む。）

1 違反事業者数、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額
(違反事業者名、各違反事業者の課徴金額等については別表のとおり。)

	違反事業者数	排除措置命令 対象事業者数	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
広島県教育委員会発注の 特定コンピュータ機器	6社	6社	3社	4234万円
広島市発注の特定コンピ ュータ機器	11社	11社	6社	1448万円
合計	延べ17社 (実数11社)	延べ17社 (実数11社)	延べ9社 (実数6社)	5682万円

2 違反行為の概要（詳細は別添排除措置命令書参照）

(1) 広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器に係る違反行為

6社（別表の番号1から4まで及び8、9の事業者）は、遅くとも平成29年7月14日以降、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器について、受注価格の低落防止を図るため

ア(7) 受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定する

(イ) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第三審査課
電話 06-6941-2718（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

イ(7) 次の方法により受注予定者を決定する

- a 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）^(注3)が受注を希望する物件については、NTTビジネスソリューションズ株式会社（以下「NTTBS」という。）の営業担当者が株式会社ソルコム（以下「ソルコム」という。）との間で確認し合うなどする
- b 北辰映電株式会社（以下「北辰映電」という。）、株式会社新星工業社（以下「新星工業社」という。）、株式会社ハイエレコン（以下「ハイエレコン」という。）、株式会社大塚商会（以下「大塚商会」という。）及びソルコムの5社が各社の営業責任者等による会合を開催するなどして、過去の受注実績等を勘案して受注予定者を決定する

(イ) 受注予定者は自ら又はリース業者と2者で入札に参加する^(注4)

(ウ) 受注予定者又は受注予定者がリース業者と2者で入札に参加する場合における当該2者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格より高い入札価格を提示する若しくは入札を辞退する又は入札に参加しない

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、6社は、公共の利益に反して、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注3) NTT西日本は、コンピュータ機器の販売及び賃貸に係る営業業務を同社の完全子会社であるNTTBSに委託するとともにNTTBSに自社の営業担当者を外向させるなどしているところ、各特定コンピュータ機器の入札において、NTTBSの営業担当者が、NTT西日本の応札価格等を検討し、NTT西日本の支店長の決裁を得た上で、NTT西日本の名義において入札書の提出を行い、また、落札後の契約手続、コンピュータ機器の仕入先及びリース業者の選定、保守作業等の役務の委託先の選定をNTT西日本のために行うなどしていた。

(注4) 広島県は、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器の入札において、当該参加資格を満たす1者又は複数者での入札参加を認めているところ、受注予定者は、物品の賃貸に係る資格を有するリース業者をそれぞれ選定の上、当該リース業者と自社の2者で広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器の入札に参加していた。

(2) 広島市発注の特定コンピュータ機器に係る違反行為

11社（別表の番号1から11までの事業者）は、遅くとも平成28年5月20日以降、広島市発注の特定コンピュータ機器について、受注価格の低落防止を図るため

ア(7) 受注予定者を決定する

(イ) 受注予定者以外の者は、受注予定者又は受注予定者が広島市発注の特定コンピュータ機器の入札に参加させる者（以下「受注予定者等」という。）が受注できるように協力する

旨の合意の下に

イ(7) 次の方法により受注予定者を決定する

- a NTT西日本が受注を希望する物件については、NTTBSの営業担当者がソルコムとの間で確認し合うなどする
- b 株式会社立芝（以下「立芝」という。）又は中外テクノス株式会社（以下「中外テクノス」という。）は、Dynabook株式会社（以下「Dynabook」という。）との間で立芝又は中外テクノスが受注を希望する物件を確認し合うなどし、Dynabookは、株式会社呉電子計算センター（以下「呉電子計算センター」という。）に対し、立芝又は中外テクノスが受注を希望する物件を伝えるなどする

- c 理研産業株式会社は、受注を希望する場合、新星工業社に受注を希望する旨を伝える
 - d 大塚商会、ハイエレコン、新星工業社、北辰映電、ソルコム、呉電子計算センター（令和元年6月6日まで）及び立芝（令和元年6月7日以降）が、各社の営業責任者等による会合を開催するなどして、過去の受注実績、各社の受注希望等を勘案して受注予定者を決定する
- (イ) 受注予定者等が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者等以外の者は、受注予定者が定めた入札価格より高い入札価格を提示する若しくは入札を辞退する又は入札に参加しない
- などにより、受注予定者を決定し、受注予定者等が受注できるようにしていた。
- これにより、11社は、公共の利益に反して、広島市発注の特定コンピュータ機器の取引分野における競争を実質的に制限していた。

3 排除措置命令の概要

前記2の違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

- (1) 各取引分野における排除措置命令の対象事業者（以下「名宛人」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
- ア 前記2の行為を取りやめていることを確認すること。
 - イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、
 - (ア) 広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器
 - (イ) 広島市が一般競争入札の方法により発注する広島市立の学校で用いるための、授業用パーソナルコンピュータ、校務用パーソナルコンピュータ及び普通教室用パーソナルコンピュータ（パーソナルコンピュータ本体のほか、周辺機器又はソフトウェアが併せて発注される場合は当該周辺機器等を含む。）並びに授業用教育サーバ（サーバ本体のほか、周辺機器、ソフトウェア又は保守作業等の役務が併せて発注される場合は当該周辺機器等を含む。）について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。
- (2) 名宛人は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く名宛人及び発注者に通知し、かつ、自社の従業員（NTT西日本にあっては、自社の従業員に加え、NTTBSの従業員を含む。）に周知徹底しなければならない。
- (3) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記(1)イのコンピュータ機器について、受注予定者を決定してはならない。
- (4) 11社のうち大塚商会、ソルコム及びDynaBookは、次のア及びイの事項を行うために必要な措置を、NTT西日本は、次のイの事項を行うために必要な措置を、それぞれ、講じなければならない。
- ア 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定及び自社の従業員に対する周知徹底
 - イ 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての、前記(1)イのコンピュータ機器の営業担当者（NTT西日本にあっては、NTTBSの営業担当者を含む。）に対する定期的な研修及び法務担当者等による定期的な監査

4 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、令和5年5月8日までに、それぞれ別表の「課徴

金額」欄記載の額（総額5682万円）を支払わなければならない。

違反事業者及び課徴金額一覧

別表

番号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	広島県教育委員会発注の 特定コンピュータ機器 課徴金減免 制度の適用		広島市発注の 特定コンピュータ機器 課徴金減免 制度の適用		合計
				排除措置命令 課徴金額	30%	排除措置命令 課徴金額	30%	
1	北辰映電株式会社 (9240001010791)	広島市中区上幟町8番 39号	代表取締役 國本 佳宏	○	30%	○	30%	3042万円
2	株式会社新屋工業社 (9240001004604)	広島市南区宇品海岸三 丁目8番60号	代表取締役 佐々木 誠	○		○		937万円
3	株式会社ハイエレコン (8240001008754)	広島市西区草津新町一 丁目21番35号	代表取締役 上田 康博	○		○		925万円
4	株式会社大塚商会 (1010001012983)	東京都千代田区飯田橋 二丁目18番4号	代表取締役 大塚 裕司	○	(注4)	○	50%	340万円
5	株式会社立芝 (4240001006398)	広島市西区楠木町二丁 目4番3号	代表取締役 田中 修司	/		○		226万円
6	中外テクノス株式会社 (5240001006942)	広島市西区横川新町9 番12号	代表取締役 福馬 聡之	/		○		212万円
7	株式会社呉電子計算センター (1240001025764)	広島県呉市本通二丁目 4番1号	代表取締役 石田 直樹	/		○		-
8	株式会社ソルコム (3240001009220)	広島市中区南千田東町 2番32号	代表取締役 大橋 大樹	○		○		-
9	西日本電信電話株式会社 (7120001077523)	大阪府都島区東野田町 四丁目15番82号	代表取締役 森林 正彰	○	免除	○	免除	-
10	理研産業株式会社 (3240001012538)	広島市中区大手町四丁 目6番27号	代表取締役 久保田勝彦	/		○		-
11	Dynabook株式会社 (8010601034867)	東京都江東区豊洲五丁 目6番15号	代表取締役 覺道 清文	/		○		-
違反事業者数				6社		11社		延べ17社(実数11社)
排除措置命令対象事業者数				6社		11社		延べ17社(実数11社)
課徴金納付命令対象事業者数				3社		6社		延べ9社(実数6社)
課徴金額				4234万円		1448万円		5682万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「-」は、課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注3) 表中の「/」は、当該取引分野における違反事業者ではないことを示している。

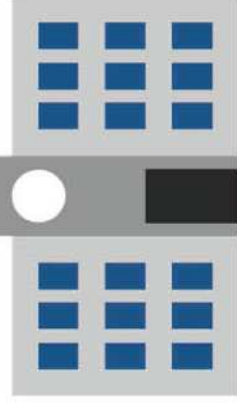
(注4) 課徴金減免申請を行った者であるが、令和元年改正前の法第7条の2第1項に規定する売上額(課徴金の算定の基礎となる売上額)が存在しなかったため、課徴金納付命令の対象となっていない。

広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する 排除措置命令及び課徴金納付命令について（概要：広島県）

合意

- ・受注予定者を決定する
- ・受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

広島県立高校など



実施方法

上記の合意の下、過去の受注実績等（過去の物件を受注した順番や受注希望など）を勘案し、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた

NTT西日本
NTTBS

NTT西日本の受注
希望物件を確認し合う

ソルコム

北辰映電

受注予定者を決定

ハイエレコン

新星工業社

大塚商会

発注

受注



入札箱

受注予定者が希望する価格で受注

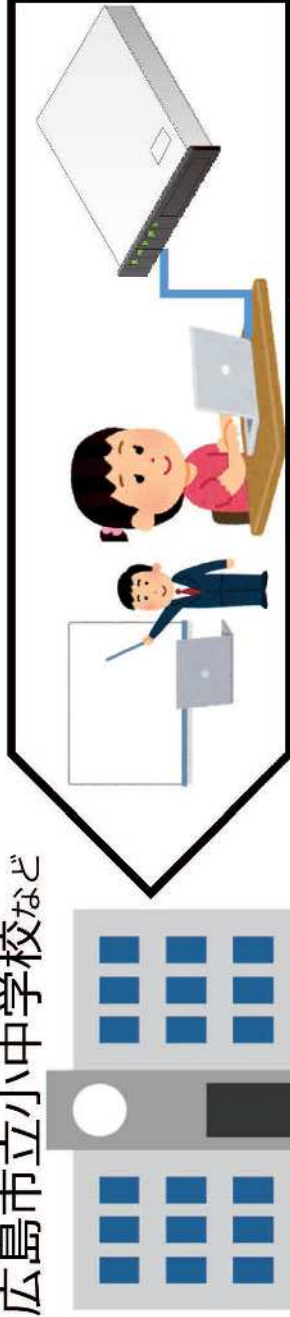
特定コンピュータ機器の取引分野における競争を実質的に制限

広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する 排除措置命令及び課徴金納付命令について（概要：広島市）

合意

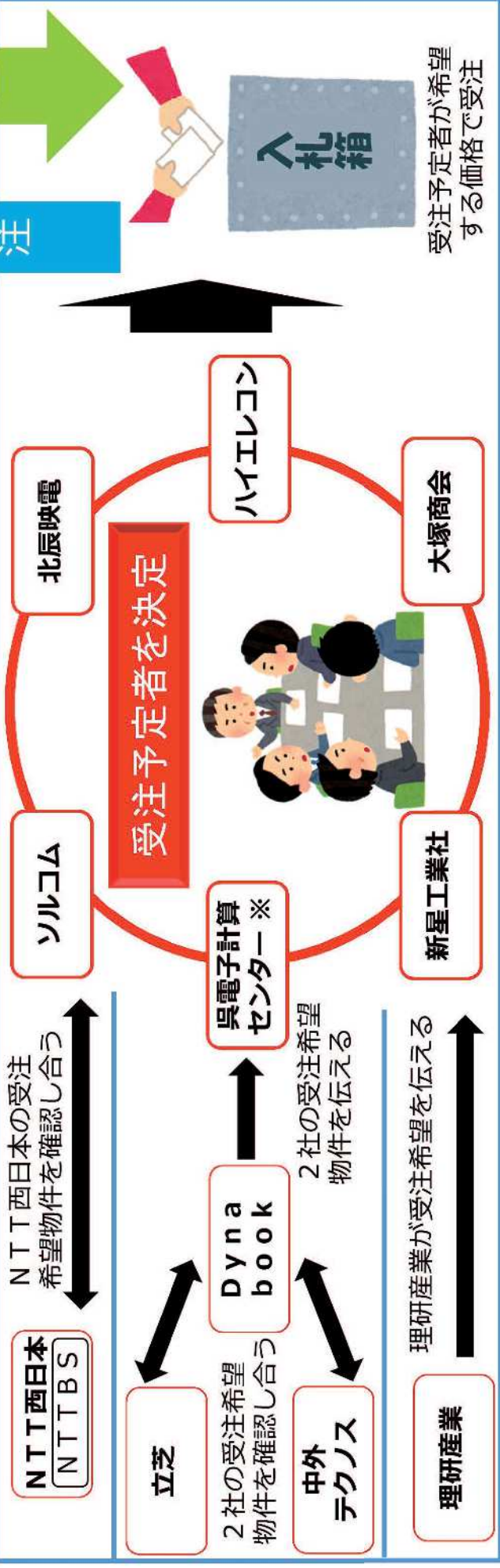
- ・受注予定者を決定する
- ・受注予定者以外の者は、受注予定者等が受注できるように協力する

広島市立小中学校など



実施方法

上記の合意の下、過去の受注実績等（過去に納品実績のある学校を含む物件を継続して受注できるようにするなど）を勘案し、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた



※令和元年6月7日以降は立芝が参加していた

特定コンピュータ機器の取引分野における競争を実質的に制限